

飲食店の規制後退 学校・病院に喫煙場所設置可…

受動喫煙法案 審議入り

他人のたばこの煙を吸い込む受動喫煙対策を盛り込んだ健康増進法改正案が8日の衆院本会議で審議入りした。多くの人が集まる建物内を罰則付きで原則禁煙

とするのが柱。政府は東京五輪・パリオリンピック開催に先立つ平成32(2020)年4月1日から全面実施に移す方針で、そのためにも与党は今国会での成立

を目指している。改正案は、飲食店について「原則屋内禁煙」としながらも、資本金5千万円以下で客席面積100平方メートル以下の場合には「喫煙」「分煙」などの標識を掲示すれば、喫煙を例外的に認める。学校や病院などは「敷地内禁煙」とした。

骨抜き禁煙 批判噴出

衆院で審議入りした健康増進法改正案は、厚生労働省が昨年3月に発表した原案に比べ大幅に後退した内容となり、野党は反発を強めている。今国会での成立を目指す自民党内からも異論が出ており、審議は紛糾する可能性がある。

(坂井広志、今仲信博)

が不可欠だ。

改正案について、与党は来週、衆院厚労委員会が2日程度審議した上で衆院を通過させ、参院に送付したい考えだ。参院では働き方改革関連

法案の審議が会期末間際まで続く見通しで、健康増進法改正案の審議はその後になる。窮屈な日程となるため与党内では一時、改正案を秋の臨時国会に先送りすることも検討された。だが、カシノを含む統一型リゾート施設（IR）実施法案を成立させるため、会期の延長を視野に改正案の成立も合わせて目指す方針に転換した。

加藤勝信厚労相は提案理由説明で「東京五輪・パラリンピックを契機として健康増進を図るには、受動喫煙対策を強化していくことが必要だ」と述べた。だが、規制の内容は後退した。厚労相が規制推進派の塩崎恭久氏から、調整型の加藤氏に代わったことが大きい。

「骨抜き」になったことで立憲民主党の長妻昭政調会長は記者団に「緩すぎる法案だ」と批判。国民民主党の泉健大に対委員長は記者会見で「今の時代に対応した対策を検討している」と独自案の提出に含みをもたせた。不満は自民党内からも出ている。子宮頸がんを経験した三原じゅん子参院議員は「修正を求めたい。このままでは採決に辿りられない」と語った。

後退したのは喫煙を例外的に認めた飲食店だけではない。原案では例外を設けず「敷地内禁煙」としていた小中高校や医療施設もだ。改正案では学校や病院、児童福祉施設などは「敷地内禁煙」としながらも「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所

自民内からも「採決できぬ」

受動喫煙防止対策の比較表

厚労省当初案 (平成29年3月1日公表)		健康増進法改正案 (今月8日審議入り)	
小中高 医療施設	敷地内 禁煙	学校、病院、 児童福祉施設、 行政機関など	敷地内 禁煙 (屋外での喫煙 場所設置可)
大学、運動施設	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も不可)		
官公庁			
事務所			
ホテル、旅館 (客室は除く)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室 設置可)	上記以外の多くの人が 利用する飲食店、事務所、 ホテル、運動施設など	原則屋内禁煙 (喫煙専用室の 設置可)
食堂、 ラーメン店 など			
居酒屋など			
飲食店			
バー、 スナック など	30平方メートル 以下なら 喫煙専用室 がなくても 喫煙可		資本金5000万円 以下で客席面積 100平方メートル 以下の既存飲食店は 標識掲示で喫煙可